

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年 3 月 30 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 4 号

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長への事務の委任） 第 2 条 （略） <u>2 企業長は、前項に規定するもののほか、水道事業所長に大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）第25条の規定による料金の減免の決定（重要なものを除く。）に関する事務を委任する。</u> <u>3 企業長は、第 1 項に規定するもののほか、水道センター所長に次に掲げる事務を委任する。</u> (1)・(2) （略）	（浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長への事務の委任） 第 2 条 （略） <u>2 企業長は、前項に規定するもののほか、水道センター所長に次に掲げる事務を委任する。</u> (1)・(2) （略）

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。